

平成 26 年 9 月 1 日

長崎県地域材活用推進協議会
委員各位

長崎県地域材活用推進協議会
会長 成清 大志郎

木材利用ポイント発行申請の受付期間及び交換商品等との
交換受付期間の延長について

標記につきまして、下記の通り延長されましたのでお知らせいたします。
会員の皆様に周知方宜しく願致します。

記

木材利用ポイント発行申請受付期間

現行 契約締結の日から平成 27 年 1 月 31 日

改正 契約締結の日から平成 27 年 5 月 31 日（当日消印有効）

交換商品等との交換受付期間

現行 契約の日から平成 27 年 2 月 28 日

改正 契約の日から平成 27 年 10 月 31 日

* ポイント発行額が予算額に達した場合申請期限が終了する前でもポイント発行が終了となりますのでご了承ください。

尚、ポイント発行の対象となる木造住宅の新築・増築・購入及び床・壁・天井の内装・外装木質化工事の工事着手期間並びにペレットストーブ・薪ストーブの購入期間は、従来どおり平成 26 年 9 月 30 日までです。

ただし、登録建築材料の内、新規外壁材についての木材利用ポイント発行申請業務については平成 26 年 7 月 31 日までで終了しております。